

意見交換会及び意見公募についての御礼及び回答

鴻巣市自治基本条例検討委員会では、平成23年10月に市内9か所で意見交換会を実施し、併せて意見公募を行い市民の皆様からご意見をいただきました。

意見交換会及び意見公募にご参加又はご意見をいただきました皆様には、その後の審議を進める上で貴重なご意見等をいただきありがとうございました。

主なご意見としては、文言や文末の表現についてのご指摘や外国人の位置付けについてのご意見等をいただき、主として次の項目を審議して検討報告書の内容を修正等しました。

1 用語の定義

- ① 「市内で事業その他の活動を行う個人及び団体」を「個人及び法人その他の団体」としたほうが分かりやすいのでは。

回答 ご指摘のとおり変更します。

- ② 国籍条項を入れてほしい。

回答 住民投票の請求については、外国籍の人には認めておりません。

- ③ 協働の定義の文言を「市民及び市が、目的を共有して、それぞれの役割及び責任の下、対等な立場に立ち、協力してまちづくりのために活動することをいう。」に変更してみては。

回答 基本原則の内容が目的に相当していると考えます。

- ④ 事業者の用語は外すべき。特に営利企業である事業者は入れない方がよいのでは。

回答 事業者も地域社会の一員であり、地域社会との連携、協力が必要であり、まちづくりへの貢献が求められます。

2 基本原則

- ① 公平、公正、透明性の原則を入れてほしい。

回答 各主体の中でご指摘の件は触れられています。

3 市民の権利及び責務

- ① 市民の責務について、「まちづくりに取り組むこと」を「取り組みに努めること」に変更してみては。

回答 ご指摘のとおり努めることに修正します。

- ② 憲法に定めた権利と義務に加えた内容には触れる必要はないと思いますが。

回答 自治を進める上で重要であることを強調するため権利という言葉で表現しました。

4 議会及び議員の責務

回答 議会及び議員についてのご意見については、議会に情報提供を行いました。

5 市長等の責務

(1) 市長の責務

① 「努める」を「行う」に変更しては。

回答 ご指摘のとおり努める部分を除きます。

(2) 職員の責務

① 「公平、公正かつ」の後ろに「迅速」を入れてほしい。

回答 ご指摘のとおり「誠実」を「迅速」に変更します。

② 「まちづくりの推進に努めること」を「推進すること」に変更しては。

回答 ご指摘のとおり努める部分を除きます。

6 情報公開及び個人情報保護

(1) 個人情報の保護

① 情報の適正な管理の文言を入れたほうが良いのでは。

回答 文中の「適正に取り扱い」という部分でご指摘の件は含まれております。

7 参加及び協働

(1) 参加及び協働の推進

① 「市長その他の執行機関は、市民が様々な参加の機会を得られるよう基盤整備を行うこと。」に変更しては。

回答 基盤整備も含めて参加を推進することを前提としています。

(2) コミュニティ

① 自治会に加入することを義務としてほしい。

回答 自治会等の果たしている役割は極めて重要であり、現時点では義務までには至りませんが、加入が強く求められていると考えております。

(3) 住民投票

① 説明文にある「重要な施策の判断」とは何を意味するものですか。

回答 市の将来に大きく関わり、市民生活に多大な影響を与える施策が想定されます。住民の総意を把握するための究極の制度として、今後さらに市が検討を進める予定です。

② 住民投票条例の制定を早期に制定することを促すことを報告書に明記してほしい

回答 住民投票に限らず、自治基本条例で示した内容はすべてにわたって早期実現を目指すことと考えております。

住民投票を具体的にどのように実施するのは、今後、条例で定めることとしており、その内容によっては、制定の時期が異なることも考えられます。

- ③ 住民投票に外国人を含めることについて

回答 住民投票の請求は、議員や市長の選挙権を有する者としており、投票権についても同様と考えております。

8 市政運営

(1) 応答責任

- ① 「市長その他の執行機関は、市民の意見、要望、苦情等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、適正に処理すること。」に変更してみてもは。

回答 「意見、要望等」に「苦情」も含んでいます。

- ② 「市長その他の執行機関は、市民の意見、要望、苦情等の対応の経過、結果等について記録を行い、公開する。」に変更してみてもは。

回答 案件によっては個人情報を伏せて公開することはあり得ますが、一律に記録し、公開することは難しいと考えます。そのため、一律にすべてではなく、事案に応じて適正に処理することが重要と考えますが、その趣旨は、上記1の文中「適正に処理する」に含んでいます。

(2) 市政に関する評価

- ① 「市民が意見を述べることができるように努めること」とあるがここだけ努力義務になっていますが。

回答 ご指摘のとおり努める部分を除きます。

9 国及び他の地方公共団体との連携及び協力

- ① 「対等」という文言は必要ないのでは。

回答 国、県等とは地方分権の進展により対等の関係になっております。対等という文言については、強調する意味や法定受託事務以外の事務について押し付けは受けないことを意味しているため盛り込みました。

- ② 「協力するよう努めること」を「協力すること」に変更してみてもは。

回答 義務付けてしまうと市にとって適切ではない協力もしなくてはならなくなる恐れがあるため現行案とします。

1 0 この条例の見直し

- ① 「必要に応じて」ではなく期間を定めてほしい。
- ② 「市長は、社会情勢の変化に対応するため、この条例の規定について検証し、4年を超えない期間ごとに見直し、適切な措置を講ずる。」に変更してみてもどうでしょうか。

回答 この条例の制定に当たっては、検討委員会を設置しております。見直しに当たっても同様に市長において諸情勢の変化を見極めて必要に応じて審議会を設け、その検討を経た上で条例の改正を行うことが適当であると考えます。

1 1 その他

- ① 実効性の検証を誰が行うのか。

回答 検証の方法は、具体的には市に委ねることになりますが、客観性にも配慮した検証とすべきであると考えます。

- ② 国際交流について次の項目を追加してみてもどうですか。
 - 1 市は、外国人が安全に、安心して生活できるよう支援する。
 - 2 市は、市民等とともに、国際交流の推進に努める。

回答 この条例は、自治の基本原則を明らかにし、まちづくりのルールや仕組みなどを定めることを目的としたものであります。したがって「国際交流の推進」など個別の事業については、今後、施策を推進する上で市が取り組んでいくものと考えます。